

学校傷害保険について

シンガポール日本人学校では、全児童・生徒が学校における保健安全管理面から、日本国内の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に代わる下記の傷害保険に加入しております。

記

- 契約保険会社： MSIG Insurance (Singapore) Pte Ltd
- 対象及び業務：学校管理下における全児童・生徒の負傷、あるいは負傷に伴う後遺障害及び死亡などに関して必要な給付を行う。
- 保険条件
 - 1. 給付内容
 - ① 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡） 20,000ドル
 - ② 両手または片手を失った場合 20,000ドル
 - ③ 両足または片足を失った場合 20,000ドル
 - ④ 両目または片目を失った場合 20,000ドル
 - ⑤ 手または足の指を失った場合 2,000ドル
 - ⑥ その他上記以外での著しい障害で、終身不自由の場合 20,000ドル
 - ⑦ 上記以外での医療費（8,000ドルを上限として実費に限ります。交通費や診断書代などは含みません。）
 - 2. 備考
 - ① 登下校、学校行事の遠足、校外行事も対象となります。
 - ② 負傷日当日より180日以内に要した医療費が支払われます。
 - ③ 保険の有効期間は退学した時点でその効力は失われます。（在籍時の負傷による医療費は給付されます。）
 - ④ 申請は完治してから行ってください。
 - ⑤ 申請してから給付までに2か月ほどかかります。給付金は、保険会社から銀行口座に直接支払われます。
 - ⑥ 給付金の支払い決定は保険会社に委ねられます。
 - ⑦ 申請対象外は差し歯の損傷、矯正器具（メガネ）の損傷です。遺伝的疾患に関する損傷なども含みます。
 - ⑧ 保険料は授業料に含まれています。
 - 3. 申請に必要な書類（保健室へご提出をお願いします。申請において不明な点は保健室にご相談ください。）
 - ① 『学校傷害保険について』のこちらの用紙（下段を全てご記入ください。）
 - ② 患者名が記載されている領収書（Tax Invoice）の原本（支払金額・支払方法が明記されているもの）
 - ③ 入院・手術の場合、Final Bill（退院、手術後に送付される最終的な Tax Invoice）と Discharge Summary（コピー可）

1	児童・生徒氏名（ローマ字で記入）	
2	児童・生徒パスポート番号または FIN 番号	
3	負傷日	年 月 日
4	銀行口座名義人氏名（ローマ字で記入）	
5	銀行口座名義人パスポート番号または FIN 番号	
6	銀行名／銀行コード・支店名	／
7	支店名／支店コード	／
8	銀行口座番号	
9	医療費の合計金額	